

柴田町企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源として受け付ける企業版ふるさと納税に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定により認定された柴田町まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う100,000円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出)

第3条 寄附金の申出をしようとする寄附対象法人は、柴田町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金を受領するものとする。

- 2 町長は、前項の寄附金を受領したときは、柴田町企業版ふるさと納税寄附金受領証明書（様式第2号）を寄附をした寄附対象法人（以下「寄附者」という。）に交付するものとする。
- 3 町長は、寄附金の受領が社会通念上不適切と認められる場合は、受領を拒否し、又は受領した寄附金を寄附者に返還することができる。

(報告)

第5条 町長は、寄附対象事業の事業費が確定した場合は、寄附者に対し、柴田町企業版ふるさと納税事業費確定報告書（様式第3号）により報告するものとする。

(寄附金台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金を適正に管理するため、柴田町企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第4号）を作成するものとする。

(公表)

第7条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町のホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られないときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。